

## 伐採及び伐採後の造林の届出書の添付資料

- 位置図（届出の対象となる森林の位置が特定できる図面であればどのような物でも可）
- 区域図（伐採する森林の区域が特定できるもの）
  - 例：森林計画図、不動産登記法第14条第1項に規定する地図、航空写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面
  - ※区域図により、森林の位置が特定できる場合には、位置図を兼ねることが可能です。
- 届出人の身分を確認できるもの
  - ・法人の場合：法人が実在することを証明するための情報を記載した書類
    - 例：法人の登記事項証明書、法人番号を記した書類、法人の名称及び所在地がわかる書類等やその写し
  - ・法人でない団体である場合：代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
    - ※規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを定めていない場合は個人として届出を行うこととなります。
  - ・個人の場合：届出人の氏名及び住所を証する書類
    - 例：住民票・個人番号（マイナンバー）カード・運転免許証・パスポート・健康保険証・国民年金手帳等やその写し（窓口で提示し、こちらでコピーを取らせていただくことも可能です。）
- 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類
  - ・申請中（又は申請前）の場合
    - 許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日（又は申請予定時期）を記載した書類で、様式の指定はありませんが、許認可後に伐採が行われるようにします。
  - ・既に処分があった場合
    - 当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写し
- 森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原を有することを証する書類
  - 例：土地の登記事項証明書・土地の売買契約書・遺産分割協議書・贈与契約書・固定資産税納税通知書・登記情報提供サービスから取得した登記情報（照会番号のあるもの）を記した書類・伐採後の造林に係る受委託契約書・土地の賃貸契約書等やその写し
  - ※届出者と林地台帳の森林の土地の所有者が同一の者の場合には、「森林法施行規則第9条第3項第4号に掲げる書類は林地台帳のとおり」と記載した書類の添付により代替できるものとします。

○届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

例：立木の登記事項証明書・立木売買契約書・遺産分割協議書・贈与契約書・伐採に係る同意書・承諾書・伐採に係る受委託契約書等やその写し

※書類の添付が困難な場合には、伐採権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付

○届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

例：届出者と隣接森林所有者の双方が署名した境界確認に関する書類、隣接森林所有者の現地立会写真等で、様式の定めはありません。

※境界確認書類の添付が困難な場合には、その状況を記載した書面を添付

○市町村の長が必要と認める書類